



県 章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
8 月 9 日
第 28 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次

○ 告 示

社会福祉士及び介護福祉士法による登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者の登録（医療福祉推進課）..... 1

道路の供用開始（道路課）..... 2

道路の供用廃止（道路課）..... 2

○ 環 境 事 務 所 告 示

土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（南部）..... 3

○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（南部、湖東）..... 3

○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告（東近江）..... 3

土地改良区定款変更認可公告（東近江）..... 4

○ 病 院 事 業 庁 公 告

一般競争入札の公告..... 4

○ 雑 報

環境影響評価方法書の縦覧公告..... 6

環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告..... 7

告 示

滋賀県告示第122号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定に基づき、登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者として、次の者を登録した。

令和元年8月9日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する ^{かくたん} 喀痰吸引等業務	登録年月日	登録番号
特別養護老人ホームあぼし	湖南市丸山四丁目5番1号	社会福祉法人八起会 理事長 木村文一	湖南市丸山四丁目5番1号	口腔内の ^{くう} 喀痰吸引 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引	令和1.8.1	251126010
特別養護老人ホームあぼしショートステイ	湖南市丸山四丁目5番1号	社会福祉法人八起会 理事長 木村文一	湖南市丸山四丁目5番1号	口腔内の ^{くう} 喀痰吸引 鼻腔内の ^{かくたん} 喀痰吸引	令和1.8.1	251126011

滋賀県告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月9日から令和元年8月23日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月9日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
近江八幡大津線	守山市今浜町字十軒家2876番58から 守山市水保町字北川2892番1まで	令和1.8.10	L=2159.0m
大津能登川長浜線	彦根市長曾根町字田中22番3から 彦根市馬場二丁目字今在家2001番2まで	令和1.8.10	L=492.0m
彦根近江八幡線	彦根市長曾根町字田中22番3から 彦根市大藪町字寄洲1879番3まで	令和1.8.10	L=1698.0m
	彦根市八坂町字南宮2973番3から 彦根市八坂町字江面須賀2851番1まで		L=1263.0m
	彦根市柳川町字大正291番1から 彦根市田附町字道山寺2186番1まで		L=1113.0m
	彦根市新海町字奥ノ割4629番から 彦根市新海町字奥ノ割4636番まで		L=196.0m
	彦根市新海町字奥ノ割2876番1から 近江八幡市長命寺町1番3まで		L=9730.0m
湖北長浜線	長浜市相撲町字角田六町1518番3から 長浜市公園町字本丸1348番まで	令和1.8.10	L=1560.0m

滋賀県告示第124号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を廃止する。

この関係図面は、令和元年8月9日から令和元年8月23日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月9日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の年月日	備考
近江八幡大津線	守山市今浜町字十軒家2876番58から 守山市水保町字北川2892番1まで	令和1.8.10	L=2159.0m
大津能登川長浜線	彦根市長曾根町字田中22番3から 彦根市馬場二丁目字今在家2001番2まで	令和1.8.10	L=492.0m
彦根近江八幡線	彦根市長曾根町字田中22番3から 彦根市大藪町字寄洲1879番3まで	令和1.8.10	L=1698.0m
	彦根市八坂町字南宮2973番3から 彦根市八坂町字江面須賀2851番1まで		L=1263.0m
	彦根市柳川町字大正291番1から 彦根市田附町字道山寺2186番1まで		L=1113.0m
	彦根市新海町字奥ノ割4629番から 彦根市新海町字奥ノ割4636番まで		L=196.0m
	彦根市新海町字奥ノ割2876番1から 近江八幡市長命寺町1番3まで		L=9730.0m
湖北長浜線	長浜市相撲町字角田六町1518番3から 長浜市公園町字本丸1348番まで	令和1.8.10	L=1560.0m

環境事務所告示

滋賀県南部環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和元年8月9日

滋賀県南部環境事務所長 卯田 隆

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
栗東市蜂屋字辻513
栗東市蜂屋字七反田522
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年8月9日

滋賀県南部健康福祉事務所長 荒木 勇 雄

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
すこやか生活支援センター訪問介護事業所	守山市古高町98-9	まごころ有限公司	守山市古高町98	居宅介護	令和1.8.1	2510700483

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年8月9日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 切手 俊 弘

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
こんきライフ	犬上郡甲良町金屋823番地	特定非営利活動法人こんきライフ・モビリティ	犬上郡甲良町金屋823番地	同行援護	令和1.8.5	2511800134

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、津田内湖土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和元年8月9日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 榎木 秀和

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	白井久隆	近江八幡市多賀町623番地
〃	小西勝己	同 市上田町515番地
〃	中沼秀之	蒲生郡日野町下駒月1650番地
〃	北川久二夫	近江八幡市白王町790番地
〃	奥西保良	同 市島町614番地
〃	万能弘	同 市南津田町9番地
〃	関島忠人	同 市川原町二丁目6番地7
〃	中谷正一	同 市中之庄町338番地
〃	森田正行	同 市沖島町222番地
〃	西川秀一	同 市円山町2番地
〃	藤木康雄	同 市南津田町27番地
監事	福永博行	同 市小船木町298番地
〃	坂彦嗣	同 市北津田町885番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	西川久米雄	近江八幡市南津田町313番地
〃	杉浦寿廣	同 市鷹飼町東二丁目8番地6
〃	中沼秀之	蒲生郡日野町下駒月1650番地
〃	北川久二夫	近江八幡市白王町790番地
〃	奥西保良	同 市島町614番地
〃	万能弘	同 市南津田町9番地
〃	関島忠人	同 市川原町二丁目6番地7
〃	中谷正一	同 市中之庄町338番地
〃	森田正行	同 市沖島町222番地
〃	前出博幸	同 市北津田町1002番地
〃	藤木康雄	同 市南津田町27番地
監事	福永博行	同 市小船木町298番地
〃	西川知男	同 市南津田町72番地

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、津田内湖土地改良区の定款の変更は、令和元年7月30日に認可した。

令和元年8月9日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 榎木 秀和

病院事業庁公告

一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院における高精度放射線治療システムアップグレードの購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

令和元年8月9日

滋賀県病院事業庁長 宮川 正和

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 高精度放射線治療システムアップグレード 一式

- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和2年1月31日(金)
 - (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等（平成31年滋賀県告示第46号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。
営業種目 大分類：物品 中分類：医療用機器・医療用品
新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。
滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
 - (5) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。
ア 全体構成図および特徴を示す文書および図面
イ 各装置の性能、機能の詳細を説明する文書、カタログ等
ウ 技術的要件に対する対応状況を示す文書（各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。）
エ 保守体制に係る説明書
 - (2) 提出期限 令和元年8月30日(金)17時まで
 - (3) 提出場所 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
 - (2) 契約条項を示す期間 令和元年8月9日(金)から令和元年9月18日(水)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
 - (5) 入札書の提出期間 令和元年9月13日(金)から令和元年9月18日(水)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで
 - (6) 入札書の提出方法
ア 持参による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)に示す場所に持参すること。
イ 郵送による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)に示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。また、この場合の送料は、自己負担とする。
 - (7) 開札の日時および場所 令和元年9月19日(木)10時 滋賀県立総合病院総務課
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号）および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号）の規定によるものとする。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、

消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると滋賀県病院事業庁が認めた者であつて、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Upgrade of a radiation treatment system, 1 set

(2) Deadline for tender : 17 : 00, September 18, 2019

(3) For further information, contact : General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031

雑

報

環境影響評価方法書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第6条第1項の規定に基づき、（仮称）鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書を作成し、滋賀県知事および日野町長に送付しましたので、同条例第7条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価方法書を縦覧に供します。

令和元年8月9日

1 公告する事業者 株式会社向茂組 代表取締役 向春美

2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社向茂組 代表取締役 向春美 東近江市蛇溝町231番地

3 対象事業の名称等

(1) 名称 （仮称）鳥居平・松尾工業団地造成事業

(2) 種類 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成事業（滋賀県環境影響評価条例別表第12号）

(3) 規模 対象事業実施区域面積 58.8371ヘクタール

4 対象事業実施区域 蒲生郡日野町大字鳥居平字漆谷1023番外124筆

5 環境影響評価方法書およびその要約書の縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）

滋賀県東近江環境事務所（東近江市八日市緑町7番23号）

日野町住民課生活環境交通担当（蒲生郡日野町河原一丁目1番地）

株式会社向茂組（東近江市蛇溝町231番地）

なお、株式会社向茂組ホームページでも電子縦覧を行っています。

- 6 環境影響評価方法書およびその要約書の縦覧の期間および時間 令和元年8月9日から令和元年9月9日までの各縦覧場所における執務時間内

7 意見書の提出

- (1) 当該環境影響評価方法書について、環境保全の見地から意見のある方は(2)の方法により提出することができます。
- (2) 意見書の提出方法 令和元年8月9日から令和元年9月24日までの間に株式会社向茂組（〒527-0073 東近江市蛇溝町231番地）宛てに意見書を郵送してください。意見書の様式は株式会社向茂組のホームページ（<https://www.mukoshige.com/>）からダウンロードできます。なお、縦覧期間中であれば、5に規定する縦覧場所でも提出いただけます。

8 この公告で示した事項に係る問合せ先

事業計画に関する問合せ

株式会社向茂組 電話 0748-22-5687（代表） 担当 代表取締役 向春美

有限会社村田設計事務所 電話 0748-57-1139 代表取締役 村田武史

環境影響評価方法書に関する問合せ

中村環境カウンセラー事務所 電話 0748-42-6998 中村光伸

環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第7条の2第1項の規定に基づき、（仮称）鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書について説明会を開催しますので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和元年8月9日

- 1 公告する事業者 株式会社向茂組 代表取締役 向春美
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社向茂組 代表取締役 向春美 東近江市蛇溝町231番地
- 3 対象事業の名称等
- (1) 名称 （仮称）鳥居平・松尾工業団地造成事業
- (2) 種類 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成事業（滋賀県環境影響評価条例別表第12号）
- (3) 規模 対象事業実施区域面積 58.8371ヘクタール
- 4 対象事業実施区域 蒲生郡日野町大字鳥居平字漆谷1023番外124筆
- 5 関係地域の範囲 蒲生郡日野町
- 6 説明会を開催する日時および場所 令和元年8月22日（木）19時から21時まで 日野町町民会館わたむきホール虹研修室（蒲生郡日野町松尾1661番地）
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先
- 事業計画に関する問合せ
- 株式会社向茂組 電話 0748-22-5687（代表） 担当 代表取締役 向春美
- 有限会社村田設計事務所 電話 0748-57-1139 代表取締役 村田武史
- 環境影響評価方法書に関する問合せ
- 中村環境カウンセラー事務所 電話 0748-42-6998 中村光伸

